

全国老施協発第 2944 号  
令和 2 年 3 月 2 日

会 員 各 位

公益社団法人全国老人福祉施設協議会  
会 長 平 石 朗  
(公印省略)

### 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について（その3）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申しあげます。

新型コロナウイルスに関する対応については、令和2年2月18日付「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について」（全国老施協発第2848号）において、対応の留意事項をお示ししたところですが、今般、下記のとおり厚生労働省より関係の通知が発出されるとともに、本年1月30日に発足した政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」より「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が発表されましたので、概要を含めてお知らせいたします。

また、本会では、令和2年2月25日付「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について（その2）」（全国老施協発第2897号）において、2月24日までに発出された介護保険最新情報等の通知を参照し、会員事業所のみなさまにとって把握しやすいチェックリストをお示ししたところですが、令和2年3月1日現在までの通知内容について更新し、本会ホームページにおいて掲載いたしました。つきましては、貴施設及び職員、利用者等の方々の確認事項としてお使いいただくなど、ご活用ください。

なお、厚生労働省等における情報は随時確認をいただくとともに、本会 HP 及び LINE@ においても、最新情報を掲載した場合にはお知らせすることといたしておりますので、併せてお含みおきくださいますようお願いいたします。

#### ① 内閣官房 新型コロナウイルス感染症の対応について

[https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

#### ② 厚生労働省 新型コロナウイルスに関する Q&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html)

#### ③ 全国老施協 コロナウイルス関連情報

[http://www.roushikyo.or.jp/cms/contents/saigai/relation/disaster\\_cov.html](http://www.roushikyo.or.jp/cms/contents/saigai/relation/disaster_cov.html)

#### ④ 全国老施協 LINE@ QR コード (ID: cpq9255z)



## 記

- 1) 令和2年2月27日付「①認知症対応型共同生活介護事業所における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対応について ②有料老人ホーム等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対応について」(介護保険最新情報 vol. 771 厚生労働省老健局)
  - 令和2年2月24日付「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について」（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡）の内容について、医師及び看護師の配置が必須となっていない認知症対応型共同生活介護事業所及有料老人ホームについて、利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、迅速に対応できるよう事前に協力医療機関等とも連携するなど、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」なども踏まえ、どのような対応を行うべきか十分検討し、職員間での共有、事業所内での周知徹底を促しています。
- 2) 令和2年2月27日付「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年2月27日現在）」(介護保険最新情報 vol. 772 厚生労働省老健局)
  - 新型コロナウイルスへの対応について、「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について」（令和2年2月13日付事務連絡）に基づき対応が進んでいるところ、大韓民国大邱（テグ）広域市又は慶（けい）尚（しょう）北道（ほくどう）清道（チョンド）郡に滞在歴等がある外国人についても上陸拒否の対象となったことなどから、添付の事務連絡「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年2月27日現在）」が新たに都道府県等に発出されています。
- 3) 令和2年2月28日付「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その2）」(厚生労働省老健局老人保健課 事務連絡)
  - 令和2年2月18日に「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」が発出されており、質問の多い内容についてQAとして示したものです。具体的には、次の内容が示されています。
    - ① 変更又は新規認定について、面会禁止となった施設等に入所等されているから申請があった場合には、申請を受理し、面会禁止等の措置が解けた後に調査を実施するなどの対応を行うこと。この場合、申請から認定まで30日を超える場合には、申請のあった日から30日以内に、利用者に対し、申請に

対する処分をするために必要な期間（処理見込期間）及びその理由を通知し、これを延期することができる（介護保険法第27条第11項ただし書きの「特別な理由」に該当するものと判断する）

- ② 介護認定審査会の開催はICT等の活用により合議ができる環境が整えられれば、必ずしも特定の会場に集まって実施する必要はないこと。また、これらの機器の整備等がない場合、例えばあらかじめ書面で各委員から意見を取り寄せ、電話を介して合議を行い、判定を行うような取扱いとして差し支えないこと
- 4) 令和2年2月28日「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」（介護保険最新情報vol.773 厚生労働省老健局）
- 主として次のようなQ&Aが記載されています。なお、この内容についてチェックリストを新たに更新しました。
  - ・ 新型コロナウイルス感染症に伴い、学校が休校等になることにより、一時的に人員基準を満たせなくなる場合、介護報酬の減額を行わない等の柔軟な取扱いが可能であること
  - ・ 第2報において都道府県等からの休業の要請を受けて休業している場合における取扱いとして示されたが、感染拡大防止の観点から特に必要と考えられるため介護サービス事業所等が自主的に休業した場合に、休業とした事業所と異なる事業所、公民館等の場所を使用してサービスを提供した場合にも、通常提供しているサービス費と同様に、サービス提供時間等に応じて介護報酬が算定できること等
  - ・ 認知症対応型共同生活介護事業所の管理者として必要な認知症対応型サービス事業管理者研修等について、延期する措置が可能であること。ただし、新たに指定を受け開設する事業所については、利用者への影響等を勘案し、必要に応じて、特定の者のみを対象に研修を実施するなど代替措置等を検討すること。なお、原則として、延期後直近に開催される研修を受講する必要があること
  - ・ 運営推進会議や介護・医療連携推進会議、安全・サービス提供管理委員会の開催については、文書による情報提供・報告、延期、中止等、事業所や地域の実情を勘案し、柔軟に取り扱ってよいこと

- ・ 居宅介護支援のサービス担当者会議について、感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能であること。また、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要であること

5) 令和2年2月28日「リーフレット「介護施設・事業所で新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために」について」(厚生労働省 健康局結核感染症課/老健局総務課認知症施策推進室/高齢者支援課/振興課/老人保健課)

○ 参考として、厚労省がリーフレットを示しています。

6) 令和2年2月28日「新型コロナウイルス感染防止のための学校の臨時休業に関する医療機関、社会福祉施設等の対応について」(介護保険最新情報 vol. 774 厚生労働省老健局)

○ これまで新型コロナウイルスに関して発出されている通知について、通知名称を網羅的に示しています。

以上

[連絡先]  
公益社団法人全国老人福祉施設協議会  
介護保険事業等経営委員会（忽那（くつな）・佐々木）  
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル7階  
TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705  
E-mail : js.jigyou@roushikyo.or.jp